

徳島県教育委員会規則第六号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「起算して六年以内で教育委員会が定める」を「個人番号カードの有効期間が満了する」に改める。

第五条第一項中「第三条」を「第三条第一項本文及び第二項本文」に改め、「週休日を除き」を削り、「とおり」を「表に掲げる勤務の種類のうちから教育委員会が指定するもの」に、「よりがたい」を「より難しい」に、「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務の種類	勤務時間	休憩時間
S勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで（休憩時間を除く。）	正午から午後一時まで
特A勤務	午前八時から午後四時四十五分まで（休憩時間を除く。）	
A勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで（休憩時間を除く。）	
特B勤務	午前九時から午後五時四十五分まで（休憩時間を除く。）	
B勤務	午前九時三十分から午後六時十五分まで（休憩時間を除く。）	
特C勤務	午前十時から午後六時四十五分まで（休憩時間を除く。）	

第五条第二項中「に規定する」を「の規定の適用を受ける」に、「週休日及び勤務時間等」を「週休日等」に、「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

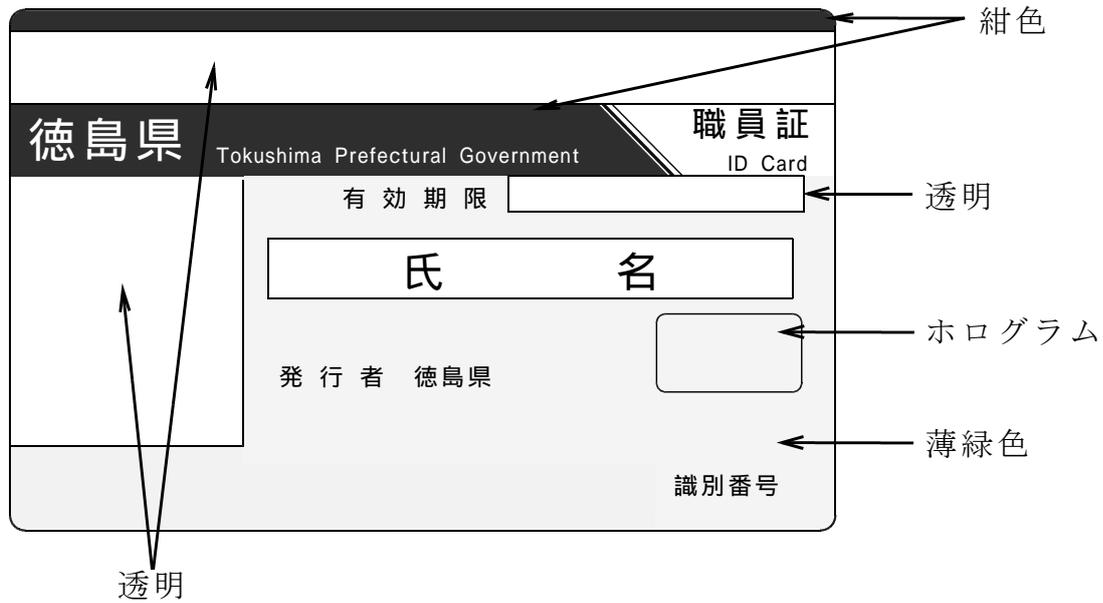
2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四

年徳島県人事委員会規則七―四）第八条第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。

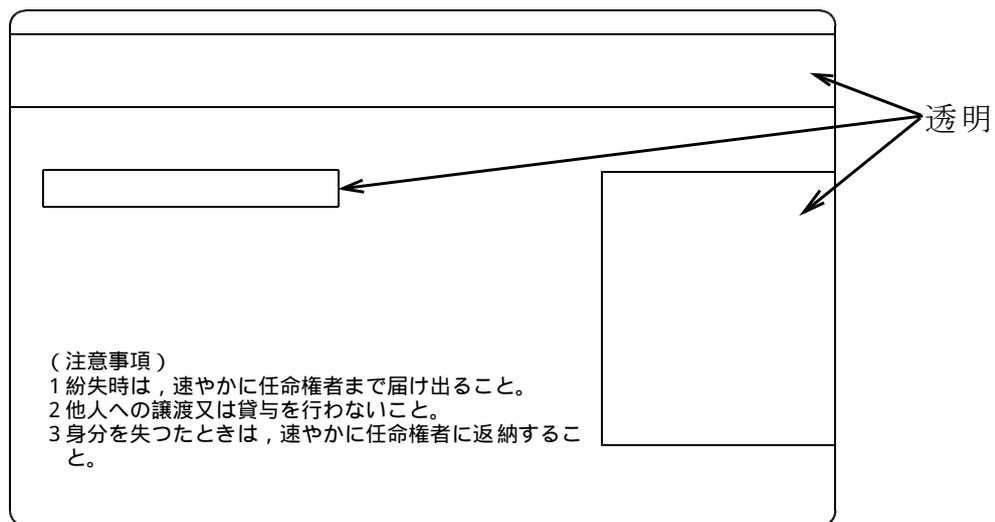
様式第三号中備考以外の部分を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

(表)



(裏)



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則（平成二十八年徳島県教育委員会規則第六号）附則第三項の規定により職員に職員証を交付する場合にあつては、同項中「改正後の規則」とあるのは「徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則（令和三年徳島県教育委員会規則第 号）による改正後の」と、「できる。この場合において、なお従前の例によることとされる改正前の規則第四条第二項中「五年」とあるのは「六年以内で教育委員会が定める日まで」と、改正前の規則様式第三号(裏)中「、五」とあるのは「、五」とあるのは「、五」とする」とあるのは「できる」とする。

(補則)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。